

第3章 都市づくりの推進

1. 協働による都市づくりの推進

このマスタープランは、今後の久留米市全体の発展に向けて、地域ごとの個性を活かした都市づくりを進めていくための指針となるものです。

本市では、平成24年4月1日に「久留米市市民活動を進める条例」を施行し、近年の社会環境の変化や市民ニーズの多様化等に伴い生じる様々な地域課題の解決のために、地域コミュニティ組織やNPO・ボランティア団体などによる公益的な市民活動の促進に取り組んでいます。

そのため、都市づくりについても、市民、地域コミュニティ組織、市民公益活動団体、事業者、行政など、様々な主体の協働による取組みを進めていきます。

1-1 都市づくりの主体と役割分担

(1) 市民・事業者、行政の役割分担

都市づくりは、幹線道路などの大規模な都市施設から地域住民が利用する身近な公園などの施設整備、建築制限やまち並みの誘導といった土地利用のルールづくりなど、様々な事業や取組みがあります。

そのため、それぞれの事業や取組みの内容に応じ、市民、事業者、行政がお互いの責任と役割を分担しながら、協働による都市づくりを進めていきます。

① 市民の役割

都市計画マスタープランに定めた将来都市像の実現にあたっては、地域コミュニティを主体として、都市課題を市民が互いに理解し、都市づくりの目標を共有することが計画の推進のスタートラインとなります。

そのため、自らが住み、生活する地域をより良いまちにするため、地域の中で住民同士の連帯意識を醸成し、地域づくりの主役としての責任と自覚を持ち、主体的に行動することが求められます。

また、行政が進める事業や取組みに対して関心を持ち、理解を深め、事業や取組みの推進に参加するとともに、自らの地域の景観形成など、市民が主体となった活動への参画が求められます。

② 事業者の役割

事業活動を営む地域や行政と連携・協力するとともに、自らの事業活動を活かした専門的なノウハウを活用し、地域環境の向上、交通安全への配慮、美しい景観づくりなど、地域の活性化に向けた取組みが求められます。

③ 行政の役割

都市計画マスタープランに基づき、総合的かつ計画的に事業の推進や調整を図ります。事業の推進にあたっては、市民に開かれた行政を目指し、都市づくりに関わる情報を積極的に公開し、市民、事業者と一体となった都市づくりを推進します。

また、市民主体の都市づくりに対して、積極的な支援や援助を行うとともに、必要に応じて、国、県、関係機関等への要請や調整、連携を行い、円滑で効率の良い計画の推進を図ります。

1-2 協働による都市づくりに向けた取組み

(1) 情報公開と市民参画の推進

① 市民への周知と情報発信

都市づくりに対する考え方を市民、事業者、行政で共有するため、広報紙や市のホームページなどを活用し、都市計画マスタープランの周知を図っていきます。

また、市民のまちづくりへの関心を高めるために、出前講座の開催などを活用し、都市づくりの情報発信を行っていきます。

② まちづくりの人材育成

協働による都市づくりを進めていくため、市民生活に身近な地域において、市民主体のまちづくりを牽引する人材の発掘・育成を行っていきます。

③ 地域まちづくり活動への支援

地域のまちづくりにおいて、都市づくりに関する専門的な助言や支援が必要な場合に、専門家の派遣などによる、まちづくり活動への支援が可能な制度の活用を図っていきます。

④ 参加機会の充実

都市づくりに関する様々な取り組みや事業において、意向調査やワークショップなどのP I（パブリック・インボルブメント）方式を導入するとともに、道路や公園などの維持・管理などにおいても、市民、事業者、行政などが協働で維持・管理を行うなど、都市づくりにおける参加機会の充実を図ります。

(2) 各種制度の活用

*地区計画や都市計画提案制度など、市民主体の都市づくりについて、仕組みや取組み方法の周知に努め、各種制度の活用を図ります。

① *地区計画

*地区計画とは、地区の特徴にふさわしい良好な環境の形成を図るために、日常生活の身近な観点から、住民の皆さんが、地区の課題や将来について話し合い、みんなで守るルールを定める制度です。

② 都市計画提案制度

都市計画提案制度は、土地所有者やまちづくりNPO法人などが、一定の面積以上の一団の土地について、土地所有者の同意を得て、都市計画の決定や変更の提案を行うことができる制度です。この制度の活用により、まちづくりや都市計画に対する市民の関心を高め、主体的かつ積極的な市民参画を促すことにより、市民・事業者などと行政が一体となったまちづくりを進めることができます。

2. 計画に沿った都市づくりの推進

本マスタープランの実現に向けては、都市計画に加え、農林、商工、環境、福祉、防災など、様々な分野の関連施策と連携・協力しながら、計画的に都市づくりを進めていきます。

また、社会経済の動向や地域の状況などを考慮し、的確な進行管理と見直しを進め、着実な事業推進を図ることにより、将来都市構造の実現に向けた都市づくりを進めていきます。

(1) 関係機関との調整

このマスタープランに位置づけられた施策を進めていく上では、庁内の連携はもとより、国・県・関係機関との連携・調整が不可欠なことから、さらなる連携強化を図ります。

また、広域的な視点から、周辺都市との連携を図り、効果的・効率的な都市づくりを推進します。

(2) 計画的な事業推進

土地利用の規制・誘導、道路や公園等の都市施設の整備、さらには、*既成市街地の再整備など、都市づくりに必要な施策等については、その必要性や市民*ニーズ、事業効果などを総合的に勘案し、適切な時期に都市計画決定・変更を行い、事業の推進に努めていきます。

なお、市の交通施設整備や水と緑のまちづくりに必要な、「久留米市都市交通マスタープラン」や「久留米市緑の基本計画」などの計画に基づき、それぞれの施策を体系的に推進します。

(3) 計画の見直し

このマスタープランは、2025年（令和7年）を目標としたものですが、今後の社会経済情勢の変化により、新たな課題や市民*ニーズへの対応が必要となることも予想されます。

そうした状況にあっては、計画事業の進行管理、成果の検証を行いつつ必要に応じて適宜見直しを行うなど、柔軟性をもった計画として対応していきます。

